

資 料

「持続可能性社会」法学研究（4）

「持続可能性社会」法学研究会  
（代表者 榎澤 能生）

中国における集団土地所有権主体の立法についての  
再考と制度構築

高 飛  
文 元春（訳）

## 中国における集団土地所有権主体の立法についての 再考と制度構築\*

高 飛  
文 元春 (訳)

### 目次

- 一. 中国における農村土地所有権主体制度の歴史的変遷についての考察
- 二. 中国における集団土地所有権主体制度に関する規範的文言の解説
- 三. 中国における集団土地所有権主体制度に関する社会的実証的分析
- 四. 中国における集団土地所有権主体制度の価値目標と機能の位置づけ
- 五. 中国における集団土地所有権主体制度に関する民法的構築プラン
- 六. 結語

中国における集団土地所有権制度は広く重視されているが、その規範内容は非常に粗雑であり体系をなしておらず、且つ、明らかな欠陥が存在するため、同制度は、実践において予期された効果を挙げておらず、それに対して速やかに改善すべきとの呼び声が後を絶たない。中国の現行立法についてみると、集団土地所有権制度の完備は、集団土地所有権が法律の上で有名無実であるという状況を避けて通ることができず、そのうち、権利主体の欠如はまさしく、集団土地所有権が弱体化する原因とその現れである<sup>(1)</sup>。従って、集団土地所有権主体に関するルールの構築は、集団土地所有権制度を再構築する出発点である。本稿は、中国における集団土地所有権主体制度の立法に存在する現実的苦境およびその根源を探究することを基に、将来における集団土地所有権主体制

---

\* 本稿は、中国司法部・国家法治と法学理論研究プロジェクト（課題番号：17SFB2036）、および、文部科学省科学研究費基盤研究（B）（課題番号：18H00793）「農地の法的社会的管理システムの比較研究」（研究代表者・早稲田大学・榎澤能生）の研究成果の一部である。

(1) 黄濤「論集体土地所有権制度之完善——兼評物權法草案第八十八條」『甘肅政法學院學報』2001年6期参照。

度の立法を改善させることに対して幾らか資するようにし、かつ、集団土地所有権制度の発展のために理論的基礎を与えることを期して、集団土地所有権主体制度の構築プランを提起しようとするものである。

## 一. 中国における農村土地所有権主体制度の 歴史的変遷についての考察

### (一) 中国における農村土地所有権主体制度変遷の成因分析

中華人民共和国の建国以来、中国の農村はそれぞれ、農民個人による土地所有権の時期、高級社による集団土地所有権の時期、人民公社による集団土地所有権の時期および現行の集団土地所有権の時期という、4つの段階を経験してきた。中国における農村土地所有権主体制度の変遷を、それが置かれている制度的背景の中に置いて考察すると、制度変遷の主な成因には以下の3つの点が存在することが分かる。

#### 1. 主体制度の構築は、政治的任務の完遂を中心としていた。

中国共産党は、土地政策の調整を通じて国家政権を奪取し、かつそれをもって、国家政権建設を推進したため、中国における農村土地所有権制度の最初の構築はいずれも、政治制度建設をめぐる展開されることとなった。1950年6月28日に採択された「中華人民共和国土地改革法」の目的はまさしく、新民主主義革命の任務を完遂することにあつたため、同法は、法律を政治闘争の手段とする観念と関わり、かつ当時の政治的任務のために奉仕することに尽力した。

社会主義的公有制を実現することは、中国共産党の長期にわたる努力の目標であるため、「中国人民政治協商会議共同綱領」を制定するときに、新民主主義はより高次の社会主義と共産主義の段階へと発展すべきという方法が確定され、これにより、農民の土地所有制が次第に農村土地公有制に向かって進むことが決定付けられた。他方、農村土地の集団化はまさしく、社会主義的公有制の具体的現れである。家族経営請負制を実行するとき、1982年の「中華人民共和国憲法」が、農村人民公社の土地制度に対して変革を加えたのも、その中の集団土地所有権制度に関する規定が、「国家の社会主義経済建設とりわけ、農業経済発展の社会主義的方向を保証することによって、重大な意義があつ

た<sup>(2)</sup>」からである。以上のことから分かるように、中国では一貫して農村土地所有権主体制度の政治的意味合いを非常に重視しており、現在でも当該状況は全く弱まっていない。

## 2. 主体制度の発展は、国家の工業化の実現をその目標としていた。

19世紀以来、中国には強力な国家機関がなく、発達した本国の大工業もなかったことにより、長期にわたって衰退したため、国家の経済資源に対する集約的な動員と利用を強化し、工業化を加速して推進すること、とりわけ、重工業を優先的に発展させることが、1949年新政権の正当性の主な基礎となった。このとき、国家の工業化が、国家経済発展全体の切実な目標となり、国家は、工業化の過程において主導的役割を果たした<sup>(3)</sup>。それと同時に、中国の国家工業化という目標は、当時の社会主義建設の政治的任務とも入り交じっていた。

中国が土地改革を通じて、農民個人が農村土地について所有権を享有することを確立した目標の1つはまさしく、農村の生産力を解放することによって国家の財政経済状況が概ね好転するよう努力し、中国の工業化実現のためにその基礎を固めようとしたことにある。土地改革が完成した後、中国は廃れた事業を一斉に興すべき農業国として、工業建設の最たる資源は土地と農民であり、土地資源を集約化することは当然に、工業建設を保障する前提となっていたが、農民個人が土地を占有するという個人化されかつ分散した土地経営方式は、工業建設における資源の利用能力を制限しており、且つ、それは、自給自足を満たすことを主な目標としていて、国家の工業化建設を支えることができなかったため、土地を農民所有から集団所有へ転換する必要があった<sup>(4)</sup>。当時、農村の資源と蓄積を利用して工業化を実行し、かつ、国家がこの過程において主導的役割を發揮することを確保するため、中国は農業合作化を推進するとき、農村が資源と蓄積を提供することを強力に促進できる計画経済体制を選択した。

## 3. 主体制度の規範理念は、旧ソ連法をその導きとしていた。

中華人民共和国の成立後、西側諸国の厳しい封鎖に遭い、加えて新政権が建設の経験に欠けていたため、全面的に旧ソ連に習うしかなく、それには、旧ソ

(2) 彭真『論新中国の政法工作』(中央文献出版社、1992年)314頁。

(3) 周其仁『産権と制度変遷——中国改革の経験研究』(北京大学出版社、2004年)7頁参照。

(4) 傅晨『聚焦：中国農村改革熱点和重大問題研究』(山西経済出版社、2001年)7頁参照。

連の法学も含まれていた。旧ソ連の社会主義的法ニヒリズムを強調するという法制観念の影響を受け、中国の法学理論界では一般的に、党の政策は法律の魂であり、法律の性質と内容は党の政策によって決定付けられると、考えられていた。このような法学理論の指導の下で、中国は長期にわたって、政策に頼って国家を統治し、法律は政策に服従しかつ政策に頼ってきたのであり、中国土地法制の構築もまた、その例外ではなかった。

それと同時に、計画経済は、政府が直接経済に対して操作管理を行う経済であり、このような龐大で複雑な経済運営を活性化するには、指導者が絶えず変化する形勢に基づいて随時政策決定を改め、かつ強力な政府と企業管理層が、これらの政策決定を遂行することが求められる。政策の決定方式、普及方式および執行方式は、国家が計画経済を制御し管理するという中国のニーズにうまく適応した<sup>(5)</sup>。従って、中国の法律が、農村土地所有権の主体を規律する制度的内容は、長期にわたって政策をその淵源としてきたのであり、このような状況は、1982年になって初めて、ある程度緩和されたが、根本的な変化は生じなかった。

## (二) 変遷の中にある中国農村土地所有権主体の制度的属性

中国現行の農村土地所有権主体制度の構築環境にはすでに、変化が生じているが、その構築当初に形成された制度的属性は決して、完全に消え去ったわけではないため、当該制度的属性についての探究は依然として、現実的意義を有している。中国土地法制の発展からみると、変遷の中にある農村土地所有権主体は、以下の制度上の特性を呈している。

### 1. 農村土地所有権主体の形式上の団体性

社会主義制度とは何かは、いままで明確な答えを有さない問題であるとはいえ、それが公有制を基本的経済制度とすることについては、中国の法学理論および立法の実践によって一貫して堅持されてきた。旧ソ連法学理論の影響を受けたため、中国法学界の主流観点は曾て、ある種の所有制があればある種の所有権があり、どのような所有制があればどのような所有権があり、そのうち、集団所有権は集団所有制の法的実現形態であると、考えられていた。

かつて農民の土地所有制はその性質上、私有制に属し、農民個人の土地所有

(5) 蔡定劍『歴史と変革——新中国法制建設の歷程』(中国政法大学出版社, 1999年) 263頁参照。

権は、農民の土地所有制の法的実現形態であり、その内容において、勤労大衆による集団所有制と相いれないため、それは、農村土地集団所有制の法的実現形態にするには適さなかった。現在、中国では土地に関する社会主義的公有制を實行しており、土地所有権の主体は国家または農民集団でしかあり得ないため、土地に関する自然人の単独所有形態は存在しない。これに対し、農村土地について法人による単独所有形態を實行するのであれ、それとも、共同所有形態を實行するのであれ、その主体はいずれも、強烈的な団体的色彩を有している。このことから分かるように、社会主義という国家形態が、中国農村土地所有権主体が団体性を有することを決定付けたのである。

## 2. 農村土地所有権主体の性質上の公法化

1950年代初期より、中国は旧ソ連に習って国民経済計画管理制度を實行してきた。すなわち、各種の行政手段に頼って、直接経済建設を組織しかつ推進した。行政主導による経済と民法による規律は、排斥し合う関係にあるため、計画経済体制の下では、経済分野におけるすべてが公法の範囲に属することとなり、そのため、当時の法学理論は、民法も公法であると、考えていた。計画経済の条件下で、民事活動に対する国家の行政権力の干渉により、民事主体による意思自治の範囲が極めて限局され、民事主体の私法性が極度に萎縮することとなり、農村土地所有権主体として的高级社と人民公社もまた、そのような状況から運よく免れることができなかつた。このような行政手段によって民事活動を干渉する思想は根深く、1980年代における中国でもなお続いていた。

家族経営請負制の推進が、農村土地の高度に集中した経営体制を乗り越え、改めて家族経営の主体的地位を確立し、且つ、「政社合一」の人民公社制度が、1982年の「中華人民共和国憲法」の規定に基づいて歴史の舞台から退くこととなったものの、農村では改革の前後を通じて、実質的变化が生じておらず、権力は依然として、権利に対して現実的かつ潜在的な脅威となっていた<sup>(6)</sup>。その後、指導が行き届き、順序を立てて政社を分けるようにするため、中国は農村において郷政府を立ち上げ、かつ適当に農村合作経済組織を樹立した。ところが、農業税減免の前において、郷鎮は、その政府機能を行使するため、往々にして（行政）村を下部組織として取り扱っていたため、村集団の行政化傾向が非常に際立っていた。他方、農業税の減免後においては、村集団の行政的職能が完全に切り離されてはいなかったものの、普遍的に緩和された。ただ、村集

(6) 張孝直「中国農村地権の困境」『戰略与管理』2000年5期参照。

団の土地所有権主体としての私権的属性は依然として、十分に現出されることはできなかつた。

### 3. 国家が、農村土地所有権主体の利益を著しく侵食した。

中国が農業を通じて工業化のために資金を蓄積することは必然的に、国家が、農村土地所有権主体が享有する土地の利益を分かち合うという問題に関わることになり、国家が土地の利益を取り込む能力が、農村土地所有権主体の形態による制約を受けることに鑑みると、中国の工業化の過程は、農村土地所有権主体制度の変遷と密接な関連を有するといえよう。

土地改革の時期において、農民個人の土地所有権制度を実行したため、伝統的な中国農業における主な剰余部分すなわち地代が、すべての農村人口によって等分され、このことは、中国の国家工業化の目標と抵触するようになった。農民が平等に地代を分かち合うことが、耕作者が土地を均分する結果である以上、新たに地代を集中させるには、農民個人の土地所有権制度を根本的に改造しなければならない。農民個人の土地所有権を基にして、合作化さらには人民公社化運動を展開したことにより、国家が、農村社会における所有権という垣根を取り除き、行政権力が全面的に農村に侵入するようになり、それによって、農民の剰余部分が高度に集中されかつ動員される体制が、遂に確立することとなった<sup>(7)</sup>。国家権力が農村土地所有権に侵入したことにより、国家が、農村土地所有権者が享有する多くの利益を取得することになった。農業税の徴収、(食糧の)低価格による強制的な統一買上げおよび土地の収用は、国家が農村土地上の利益を取得する重要な手段である。市場経済体制の確立に伴い、(食糧の)低価格による強制的な統一買上げは既に終結し、農業税は2006年に撤廃されたが、国家が土地の収用を通じて、農村土地上の利益を侵食するという現象はいまなお、変わっていない。

### 4. 農村土地所有権主体と農民間の利益関係が不明確である。

中国は、短期間の農民個人による土地所有権を経験した後、これまで一貫して土地に関する社会主義的公有制の実行を堅持している。社会主義的勤労大衆による集団所有制の法的実現という趣旨に基づくと、集団構成員としての農民は、集団土地所有権によって生まれる利益の最終的な享受者でなければならない。このことから分かるように、中国の集団土地所有権制度によると、農民の利益は土地と密接に関わっており、農民集団は集団土地所有権主体として、1

(7) 前掲注(3) 8-10頁参照。

つの独立した民事主体であるが、集団土地所有権が存在することは、農民集団構成員の利益実現に有益でなければならない。

中国が、農村土地に関する社会主義的公有制というイデオロギーを堅持したため、農業に対する社会主義的改造が終わった後、勤労大衆による集団所有制の確立に伴い、国家は、労働に応じた分配を利益分配の基本原則として確立した。集団経済組織の中で、労働に応じた分配原則の実行を堅持したことにより、「人々が、集団の中で労働し、集団と国家のために富を生産し、利益を実現し、国家と集団が改めて利益を各個人に分配する。これについていうと、この種のモデルを取る社会主義において、個人利益の実現もまた、間接的であり、集団と国家は、利益の主たる占有者と分配者であり、両者が、社会における主たる利益の対象と実際の利益分配の権力を集中的に擁した<sup>(8)</sup>」。このことから分かるように、労働に応じた分配制度は事実上、国家と集団が農民の利益を剥奪するために便宜を図ることとなった。

労働に応じた分配を実行するため、労働者が得る収入が、その行った労働の報酬であるのに対し、土地所有権に基づいて生まれる、資本収益を享有する集団構成員としての権利は、法律によって認められていない。同時期の中国において、国家と集団が、農民の利益を制度的に領有したことに加え、農村土地所有権の一部の資本収益が、集団構成員の労働収益の中に隠されたため、資本収益と労働収益が一緒くたになり、それによって、集団と農民間の利益関係が曖昧となった。現行の集団土地所有権主体制度が確立した後、集団土地所有権に基づいて生まれた国家、集団および農民間の関係には、比較的大きい変化が生じたが、その中で関わっている各種の利益関係は決して、完全には整序されておらず、且つ、資本の視角から、集団土地所有権による利益を集団構成員間で配分する制度は依然として、正式に確立されていない。そのため、集団と農民間の利益関係はなお、不明確なままである。

### (三) 中国における農村土地所有権主体制度の変遷からくる示唆

中国農村土地所有権主体制度の変遷について考察を行うことにより、以下のことを発見できる。

(8) 張玉堂『利益論——關於利益衝突与協調問題的研究』(武漢大学出版社, 2001年) 294頁。

### 1. 農村土地所有権主体制度の生成には、歴史的な合理性がある。

中国における各種の農村土地所有権主体制度はいずれも、特定の歴史的環境の中に存在している。農民の生存資源としての土地を頼りにして、国家工業化を実現することは、中国の目標であると同時に、社会主義現代化建設の政治的任務でもある。これに対し、このような、土地の剰余部分を取得する手段によって社会主義工業化建設を行うモデルは、当時の中国が行ったやむを得ない選択であって、現在の国情を以て、それを非難することには、時代錯誤の嫌がなくもないだろう。

### 2. 農村土地所有権主体の概念・意味内容は、時代性を体現しなければならない。

中国において、高級農業生産合作社の時代から、農村土地所有権の主体はすなわち「集団」であったが、農村土地所有権主体としての「集団」の意味は、時代に応じてそれぞれ異なる。法律概念の意味を確定するにはもともと、古いしきたりに固執してはならず、時代の発展と共に前進しなければならない。従って、中国の集団土地所有権主体としての「集団」の概念についての理解をめぐっては、今日の社会時空的環境に基づいてその合理的な意味内容を探究しなければならない。

### 3. 農村土地所有権主体制度の完備は、社会の現実的ニーズを反映しなければならない。

歴史の発展に伴い、中国の集団土地所有権主体制度の構築について重大な制約をなしていた要素が既に変化するなかで、現行の集団土地所有権主体制度の発展を展望する際、集団土地所有権主体制度が時々の歴史的背景の下で有した制度的属性につき、現在の制度的背景を以て改めてこれを点検しなければならない。そうすることによって、その中の合理的部分を引き続き堅持すると同時に、その中の現行の関連法律制度と相いれない内容を捨て去るようにしなければならない。

## 二. 中国における集団土地所有権主体制度に関する 規範的文言の解説

### (一) 中国における集団土地所有権主体制度の現実的苦境

中国憲法による集団土地所有権主体についての画定が、比較的抽象的であることを除き、その他の法律、行政法規による集団土地所有権主体についての画

定は既に、統一化される傾向にある。すなわち、集団土地所有権主体は農民集団であり、具体的には、郷鎮農民集団、村農民集団、村内（農村集団経済組織による）農民集団すなわち村民小組農民集団という、3種の形態が存在する。集団土地所有権主体の画定において、中国の国家政策と法律規範との間には、少しばかりの記述上の差異が存在するが、その中には、集団土地所有権主体に関する立法の完備を推進する積極的な内容も含まれている。目下の中国における各種の規範的文言の内容からみると、集団土地所有権主体制度には、以下の幾つかの問題が存在する。

### 1. 集団土地所有権主体の法律概念・意味内容が曖昧である。

古代ローマの単純商品経済を基礎とする法律制度の中には、権利主体としての「集団」の概念は存在しない。中国において、農村土地所有権主体としての「集団」は、政治運動の所産でもあり、その創設当初、法律主体の制度的論理に従わなかったため、「集団」は、1つの厳格な法律用語ではない。従って、これを民事主体の制度構造に従い理解することは非常に難しい。このような状況により、「集団」を基にして構築した、民事上の権利としての集団土地所有権の主体である農民集団が、中国の法律制度において正しく性質決定され得ない事態が生じた。

中国において、「集団」の法律用語としての正確性の欠如により、「農民集団」の意味内容もまた、不確かであり、それは、見えず触れられず、極めて抽象的な集合コロニーとしてしか現れてこない。そのため、ある学者は、「将来の立法においては、『集団』を引き続き、民事上の権利主体として規定すべきでなく、また、規定することもできない<sup>(9)</sup>。」と、主張する。このような「農民集団」の概念に関する極端な否定的評価は、一部学者の賛同を得た。

「農民集団」を農村土地所有権の主体とすることが、法的視角からなされた1つの理想的な選択ではなかったものの、長期にわたり、この法律用語は中国において、既に大衆によって広く受け入れられており、法律と国家政策において、「農民集団」に関する規範は至る所にあり、いまになって、単に当該法律用語の欠陥を明示することによって、それを法律制度の概念分野から完全に排除することは、決して現実的でない。もちろん、「農民集団」が、法律概念としてあるべき制度的機能を真に発揮することにより、集団土地所有権主体制度

(9) 張広栄『我国農村集体土地民事立法研究論綱——從保護農民个体土地權利的視角』（中国法制出版社，2007年）130頁。

ないし集団土地法律制度に内在する種々の障害を排除するためには、「農民集団」の法的な意味内容を明らかにすることが、最も重要である。

## 2. 集団土地所有権主体の欠如

「農民集団」の法的な意味内容が曖昧であることにより、中国民法上の性質を確定し難く、しかも、現行法律は、民事主体としての「農民集団」に関する独立した意思の形成とその表現制度を規定していない<sup>(10)</sup>。そのため、法律規範は、「農民集団」が集団土地所有権の主体であることを明確にすると同時に、集団土地所有権の行使主体（集団経済組織、村民委員会など—訳者注）を規定した。これにより、権利の所有主体と行使主体が分離し、集団土地所有権主体としての農民集団は、理論上それ自身としては土地所有権を行使できないことになる。また、それによって、所有権制度運行の法的論理に反する事態が生じた<sup>(11)</sup>。このような状況が存在する理由は、立法者が、「農民集団」による土地所有権の行使にある種の克服し難い障害が存在することを認識し、それについて補完を行ったことにある<sup>(12)</sup>。この補完は確かに法律制度のレベルから、農民集団が真に土地所有権を行使できないという弊害を解決した。

民法において、民事上の主体になるには、2点の本質的条件を具備する必要がある。1つは、一定の社会経済条件が存在することであり、いま1つは、国家の法律による確認である<sup>(13)</sup>。中国において、「農民集団」は民事上の主体として、既にも上記2つの条件を具備しており、欠けているのは、明確な法的意味内容を与えられることのみである。従って、「農民集団」の概念について法律の方式をもって正確な画定を行い、かつ、中国農村社会の現状を考察したうえで、適当な民事上の主体の形式をもって規範化することは、まったく必要である。このことは、中国法が、集団土地所有権主体の欠如を解決する重要な措置であり、また、集団土地所有権の民事上の権利という性質を回復させる当面の急務でもあるといえよう。

## 3. 集団土地所有権主体の利益の空虚化

中国は、農民個人の土地所有権を実行した時期において、土地所有権者の利

(10) 束景陵「試論農村集体土地所有権主体不明確之克服」『中共中央党校学报』2006年3期参照。

(11) 肖方揚「集体土地所有権の缺陷及完善对策」『中外法学』1999年4期参照。

(12) 宋汝芬『参加立法工作瑣記（上卷）』（中国法制出版社、1994年）121頁参照。

(13) 佟柔主編『中国民法』（法律出版社、1990年）63頁参照。

益について十分な保護を与えた。すなわち、農民が土地を出資することで建設された初級農業生産合作社においては、土地は依然として農民個人の所有であったため、土地所有権を享有する農民は、相応の土地対価を取得することにより、自身の利益を実現した。しかし、高級社による集団土地所有権制度が確立した後に、所有権者に帰属すべき土地の利益を、高級農業生産合作社が享有できるようになった。この種の利益は、生産等の費用の控除、および公共積立金、公益金を合作社に残しておく方式によって実現された。人民公社の時期においては、基本計算単位としての生産隊は、適当に備蓄用の食糧を残し、一定数量の公共積立金と公益金を控除できたことにより、所有権者の身分を以て一定の土地収益を享有するようになった。家族経営請負制を推進した後、国家政策は、「国家の部分十分に納め、集団の部分十分に残し、その残りはすべて自分のものだ」という、新たな分配原則を確立し、そのうち、いわゆる「集団の部分十分に残す」というのはまさしく、農村集団土地所有権者が享有すべき利益の現れである。以上のことから分かるように、中国農村土地所有権の主体形式には幾度の変革が生じたものの、農村土地所有権者の利益は、決して完全に空虚化されなかった。

ところが、中国は2006年に農業税を撤廃するとき、村の一部留保〔村提留〕と郷の統一計画費用〔乡统筹〕を一緒に撤廃した。そのうち、村の一部留保は、「農民集団」が享有する土地所有権の収益である。農業税の撤廃により、農家は、土地請負経営権を享有するに当たってもはや如何なる費用も納める必要がなくなり、国家は、農業生産収益の分配に直接参加するという、国家の利益主体としての身分を削減された。村に関しては、一部留保の撤廃により、実質上農民集団が享有すべき土地の利益を完全に喪失し、集団土地所有権主体が享有すべき合法的な土地の権利利益は、これによって完全に空虚化された。

## (二) 集団土地所有権主体に関する制度欠如の根源

歴史上の一部の消極的要素による影響が一掃できないことを除くと、中国現行の集団土地所有権主体に関する制度の欠如をもたらした根源には、主に以下の3点がある。

### 1. 主体制度の構築における歴史的理性の欠如

中国の集団土地所有権制度は1956年に始まり、それぞれ、高級社による集団土地所有権、人民公社による集団土地所有権および現行の集団土地所有権という3つの段階を経験してきた。上記各段階における農村土地所有権主体の表現

形態には差異が存在するものの、その性質においてはいずれも、「集団」であり、しかも、それらはすべて、勤労大衆による集団所有制の法的実現形態である。現行の集団土地所有権主体の概念・意味内容が曖昧模糊であることを除き、高級社による集団土地所有権と人民公社による集団土地所有権の時期において、中国は立法技術が比較的遅れていた状況の下で、農村土地所有権主体としての「農民集団」に対して明確な画定を行った。

中国共産党11期3中全会以来、中国農村社会の発展は日進月歩であるが、農村土地法律制度は終始、その歴史の臍帯を真に切断できていない。そのため、現行の集団土地所有権主体制度を構築するとき、高級社による集団土地所有権制度であれ、人民公社による集団土地所有権制度であれ、両者の主体制度に関する規範はいずれも、無視できない参照価値を有する資源である。現在、集団土地所有権主体制度を新たに構築するためには、中国農村土地法律制度の構築における歴史的理性を改めて拾い上げ、集団と構成員間の不可分性を強調するその制度的論理に従い、民事上の主体としての「農民集団」の概念・意味内容を正しく画定しなければならない。

## 2. 物権法の理論研究に関する指導的観念の誤り

1990年代初期において、物権法理論の中国における研究は始まったばかりであり、学界では未だ、中国物権立法の現状について改めて深く顧みる余裕もなかったにもかかわらず、一部の学者は、大陸法系における物権法理論の発展を手段として、伝統的所有権理論に対する批判を發動し、物権法の理論研究と物権立法は、「帰属」から「利用」へという指導的観念を提起した<sup>(14)</sup>。その前に、中国では農村土地経営制度改革の推進により、農地利用制度の完備を強調するという状況の下で、農用地の効果を極めて大きく向上させており、このことは宛も、物権立法は「利用」を中心とすべきという観念のために証左を提供したと受け取られていた。そのため、その後の中国の農業発展に長年にわたる足踏み状態が現れたとき、引き続き農業の前向きな発展を推進できるように、人々は、注目点を土地請負経営権制度に置き、再び農用地利用方式において改革を行おうとした。

従って、中国の物権法研究と農村土地立法は一貫して、農用地利用制度の設計を非常に重視してきた。そのため、少なからずの学者が、集団土地所有権制

(14) 呂来明「從帰属到利用——兼論所有権理論結構的更新」『法学研究』1991年6期参照。

度についての綿密な研究を捨て去り、土地請負経営権制度の完備をもって集団土地所有権制度の系統だった構築に取って代えようと、試みた<sup>(15)</sup>。「帰属」から「利用」へという、物権法理論研究の観念は、中国農村土地利用権制度の発展のために理論上の導きを提供し、事実上、農村土地利用権に関する法律規範の完備を促進した。しかし、集団土地所有権に関する理論研究の欠落により、その主体制度の構築が理論的支えを失い、よって、集団土地所有権主体制度の足踏みをもたらした。

### 3. 農民の負担を早急に軽減しなければならないという政治的圧力

中国社会は長年にわたり、国家利益が集団利益に優先し、集団利益が個人利益に優先するということを強調してきており、当該状況の集団土地所有権制度における現れはまさしく、国家行政権による集団土地所有権に対する侵害が比較的普遍的であるということである。集団土地所有権に基づいて取得する収益を分配するとき、往々にして、まずは国家、その次に集団、最後になって初めて農民個人、という具合になっており、国家が、農業税の徴収、低価格による（農作物の）強制的統一購入および土地収用によって集団の利益を侵食する一方、その最終的な負担者は往々にして、農民集団の構成員である。現行の集団土地所有権主体制度が確立した後、農村経済体制改革が次第に推進されることに伴い、国家による集団利益への侵食現象がある程度改善し、農民の経済状況もまた、極めて大きく改善されたとはいえ、全体的にいうと、農民の負担は依然として非常に重く、依然としてその負担可能な限度を超えている。

中国の農民問題においてカギとなるのは、農民の利益問題であり、農民の負担が重過ぎることは、農民の生活水準の低下をもたらすだけでなく、極めて深刻な政治問題も生じさせており、それにより、幹部と大衆の関係がギクシャクし、基層政府の業務展開が難しく、基層政権と基層組織の建設にも不利であり、既に社会の安定に影響を与え、かつ、農民社会の治安秩序に対して脅威を成している。従って、農民の収入を増やし、着実に農民問題を解決するため、中国共産党と中国政府は、一連の断固かつ果敢な措置を採用し、農民の負担過重問題に対して持続的な特別管理を行ってきた<sup>(16)</sup>。努力を経て、中国は2006年に農業税、村の一部留保および郷の統一計画費用を撤廃し、これにより、農

(15) 高聖平＝蔽之「從『長期穩定』到『長久不變』：土地承包經營權性質的再認識」『雲南大学学报（法学版）』2009年4期参照。

(16) 柴彭頤＝趙作敏『現階段中国農民負担合理性研究』（中国農業出版社、2000年）27-30頁、209頁参照。

民が極めて大きい実益を得ることになり、農村における衝突の爆発を効果的に軽減し、かつ、政府と農民の関係を改善し<sup>(17)</sup>、相対的に調和の取れた社会環境を作り上げた。

中国において、村の一部留保は、必ず法に従いこれを徴収し、かつ、当該集団または再生産の拡大、公益福利施設の開設および日常の支出費用にこれを使用しなければならない。それが存在するのは、集団構成員の共同利益を満たすためであり、厳密にいうと、農民負担の範囲に属さず、農民が土地を頼りにして生産生活しかつ村の一部留保と土地収益がリンクしているという状況の下において、農民集団が村の一部留保を受け取ることはまさに、農民集団が土地所有権の経済的価値を実現する手段である。しかし、農民の負担過重により、多くの経済問題と政治問題をもたらしたため、国家をして、速やかに農民の負担を軽減するという政治的圧力の下で、農民集団が本来享有すべき正当な財産上の権利を剥奪せしめ、農民集団の土地所有権に基づいて生じる利益の空虚化をもたらした。

### (三) 中国における集団土地所有権主体制度の分析による示唆

中国の集団土地所有権主体制度について分析することによって、以下の示唆を得ることができる。

#### 1. 物権法の理論研究における指導観念の誤りを改めることが、目前に迫っている。

中国において、「帰属」から「利用」へという観念の影響により、深く入り込んだ綿密な集団土地所有権に関する理論研究が比較的乏しく、集団土地所有権主体制度の構築に着実な理論的支えがないという状況をもたらし、よって、当該制度に関する立法プランの設計が支離滅裂となっている。従って、物権法理論において堅持する「帰属」から「利用」へという指導観念を転換させ、中国集団土地所有権主体制度の時空環境に立脚し、集団土地所有権（主体）制度についての研究を強化することは、重要な現実的意義を有している。

#### 2. 民事主体の理念を以て「農民集団」を構築することは、公権力の侵入を防止する主な手段である。

改革以前の中国は、中央集権化され、かつ、行政命令と政策による調整を主

(17) 王道勇『国家与農民関係の現代性変遷——以失地農民為例』（中国人民大学出版社、2008年）159頁参照。

導とする社会であり、現在の農村土地立法が益々完備されたとはいえ、政策が依然として、集団土地所有権制度を強力に支配している。農村土地制度の実践において、「政策が、法律の生き生きとした生命力と効力を剥奪したことにより、中国の法律は、軟弱でかつ権威に乏しい。政策が出しゃばって法律に取って代わり、法律の権威と実施の効力に影響を与えた<sup>(18)</sup>」。現在に至るまで、行政権の私権に対する侵害は、集団土地所有権制度においてなお顕著に現れる一方、「農民集団」は、民事主体の法的構造に合致することができておらず、間違いなく、公権力の侵入のために多くの便宜を与えることになった。できるだけ早く、民事主体理論を基にして、「農民集団」について民法的再構築を行い、「農民集団」を真に民事主体の範囲に取り入れて初めて、村民委員会が集団土地所有権を行使する職能を切り離し、かつ、集団土地所有権制度の公法的性格を薄れさせることができ、また、そうすることによって、集団土地所有権制度の運行において不要な行政干渉が出現することを減らしひいてはこれを防止することができる。

**3. 集団土地所有権主体の収益方式を設計することは、集団土地所有権制度を構築する礎石である。**

中国集団土地所有権制度の構築は、必ずその利益の分配状態を考慮しなければならず、土地所有権者としての農民集団が、相応の利益を享有できて初めて、名実相俟う集団土地所有権といえる。このことから分かるように、現在の集団土地所有権制度において、主体の利益が完全に空虚化するという状況を改めることは、どうしてもやらなければならないことである。そのため、法律の上で、集団土地所有権の利益主体が農民集団であることを明確にし、かつ、農民集団が土地所有権の利益享有を確保できる法的ルートを設計し、それによって、農民集団利益の十分な実現を保護することが求められている。

**4. 農民個人利益の保護は、集団土地所有権主体制度を完備する終局的目標である。**

中国の高級社による集団土地所有権と人民公社による集団土地所有権の時期において、農民集団の利益は、その構成員すなわち農民の個人利益と一体となっていたのであり、「農民集団」が民事主体として享有する利益は事実上、最終的にはその構成員によって分かち合われていた。ところが、中国現行法において、「農民集団」の法的意味内容が明確でないことにより、集団土地所有権

---

(18) 前掲注(5) 267頁。

主体の欠落をもたらし、行政権が村民委員会にくっついて本来「農民集団」が享有すべき合法的な土地上の権利利益を侵食し、そうすることによって、実質上、農民集団構成員の個人利益を剥奪した。農村土地法律制度構築の歴史的理性を尊重し、農民集団利益の実現の促進を前提にして、農民集団とその構成員間の不可分性という制度的論理に従うことは、必ず農民個人の合法的な土地上の権利利益の実現に資するであろう。

### 三. 中国における集団土地所有権主体制度についての社会的実証的分析

集団土地所有権主体制度の運行状況を分析するため、「農村土地問題立法研究」課題グループは、2007年5月から8月にかけて、中国の江蘇、山東、広東、湖北、湖南、河南、山西、四川、貴州、黒竜江の10の省において、4か月にわたる田野調査を行った。今回の調査では、合せて1,800部のアンケート用紙を配布しており、そのうち、有効アンケート1,799部を回収すると同時に、さらに200余りのインタビュー記録および数十件の土地紛争に関する判決書、調停書を収集した。以下、特に説明のない限り、本稿の分析で使用する素材はすべて、当該実地調査の成果となっている。

#### (一) 中国における集団土地所有権主体制度の運行状況についての分析

##### 1. 調査対象農家の請負地の所有権主体についての分析

中国の法律上、農村土地所有権の帰属は非常に明確であるが、実践においては、村農民集団、村民小組農民集団および郷鎮農民集団の間で、しばしば権利帰属をめぐる紛争が生じている。1995年の中国国家土地管理局の「土地所有権と使用権を確定するについての若干の規定」によると、郷鎮農民集団が所有する土地はすべて、非農用地となっている。そのため、原則として、農用地と農民住宅用地については、村農民集団または村民小組農民集団の所有に属すると確定すべきであり、このことにより、郷鎮農民集団は事実上、発注できる農用地を有しないことが決定付けられた。また、「中華人民共和国農村土地請負法」13条の規定によると、農民集団所有の農用地は、当該土地の所有権者がこれを発注し、法に従い農民集団が使用する国有農地は、当該土地を使用する農民集団がこれを発注することになる。以上のことから分かるように、農村土地の請負過程において、国家は発注者でなく、郷鎮農民集団もまた、土地を発注する

権利を享有しない。従って、もし、農村土地が国家所有でないことを確認できれば、請負地の発注者は、当該農村土地の所有権者である。

今回の調査は、中国国有農地の土地請負経営問題と関わっていないため、調査対象農家の請負地が農民集団所有に属すると完全に確定でき、このことは、大多数の調査対象農家の認識でもある。しかし、一部の調査対象農家は、自身が請け負って経営する土地の発注者は郷鎮政府または国家であると、述べる。インタビュー資料の整理によると、調査対象農家に上記認識上の誤りが生じたのは、村集団が、国家または郷鎮集団を代表して土地の発注を行うものと誤解した結果であり、このような状況下における請負地の発注者は通常、村集団である。以上のことから分かるように、調査対象農家による請負地の発注者についての理解と、法律の規定との間には一定の隔たりが存在する。

## 2. 調査対象農家の集団土地所有権主体に対する認知状況

今回の調査に関わる農村土地はいずれも、農民集団所有のものであるが、調査対象農家は、自身が請け負って経営する土地の帰属状況について基本的な理解が欠けていた。「貴方は、貴方の請負地（水田）の所有権は誰のものだと考えますか」という質問に対し、調査対象農家のうち、①自身が耕作する請負地の所有権は国家所有と考えるものが、41.91%を占め、②請負地の所有権は郷鎮集団所有と考えるものが3.56%を占め、③村集団所有と考えるものが29.57%を占め、④村小組所有と考えるものが6.23%を占め、⑤個人所有と考えるものが17.62%を占めた。このように、現在、農民の農村土地帰属に対する認知状況は、実際の状況に合致しないことが分かる。この種の状況は、調査対象農家が村集団を国家の代表と勘違いしていることと関係している。行政権力が、集団土地所有権の行使過程に深く介入し、集団土地所有権が担う公法上の義務が、その私権的属性を薄れさせたことは、農家のこのような誤解を深めることとなり<sup>(19)</sup>、そのため、農家が、農村土地帰属の真実の状態を見分けることができなくなった。

このほかに、一部の調査対象農家は、請負地の所有権者は農民個人であると、述べる。インタビュー資料によると、以下のことが分かる。すなわち、調査対象農家が、土地請負経営権と農村土地所有権の性質を区別できず、中国の政策と法律もまた、「農民に長期かつ保障のある土地使用権を与える」ことを

(19) 陳小君ほか『農村土地法律制度研究——田野調査解説』（中国政法大学出版社、2004年）9頁参照。

主旨とし、且つ、農業税が撤廃された後、農家は、請け負って経営する土地について権利のみを享受し、もはや如何なる義務も負担しておらず、さらにこれらに加えて、農民集団が主体の欠如により、独立して自主的に自身の意志を表すことができないため、調査対象農家が、集団土地所有権主体の点において誤った認識を生むこととなった。

### 3. 農家の将来の集団土地所有権の帰属状況に対する待望

中国現行の集団土地所有権主体制度に存在する欠陥に対し、集団土地の理想的な帰属状況についての農民の基本的な考え方を理解することは、関連制度の構築改善の参考になるので、非常に有用である。調査研究において、「貴方は、農村の請負地(水田)の所有権が誰に帰属すれば最も良いと考えますか」という質問に対し、調査対象農家の回答の内訳は以下の通りである。すなわち、①21.23%のものが、国家に帰属するのが最も良いと考え、②1.50%のものが、郷鎮集団、③22.18%のものが、村集団、④5.06%のものが、村民小組、⑤46.41%のものが、個人、さらに⑥2.83%のものが、その他の主体、と回答した。

さらに考察を進めると、以下のことが分かった。つまり、集団土地所有権が個人に帰属するのが、最も理想的であると主張する農家が最も多く、集団(郷鎮集団、村集団および村民小組集団を含む)所有に帰属するのが最も良いと考える農家の割合は、僅か28.74%しかない。しかも、山東と江蘇を除き、その他の各省ではいずれも、50%を超える農家が、農村土地所有権の理想的な主体は農民個人であると、述べる。また、山東と江蘇において、最も理想的な農村土地所有権の主体は集団である、と考える農家の割合が最も高く、それぞれ、48.87%と88.89%となっている。そして、少なからずの農家は、農村土地が国家所有に帰属するのが最も良いと考えており、そのうち、山東、貴州、四川、河南、湖北、湖南の6の省において、同様の考え方もつ農家はいずれも、20%を超えたのに対し、江蘇と広東2つの省において、国家所有が最も理想的な農村土地所有権制度だと考える割合は、最も低い。このような状況は、両省の集団経済が比較的発展したことと関係するだろう。

インタビューによってさらに、次のことも分かった。多くの農家は、農村土地が個人に帰属するのが最も良いと述べるものの、その意図は決して、農村において土地の私有化を実行することを望むわけではなく、ただ、より安定しかつ各方面による干渉をより少なく受ける土地請負経営権の享有を望むにすぎない。また、一部の農家は、農村土地請負経営政策の安定を維持し、かつ、農民

の負担を軽減する政策を着実に実行し、農民が合法的な土地上の権利利益を十分に享有するよう保障しさえすれば、土地が誰に帰属するかに関しては関心がないと、考えていた。

## (二) 中国における集団土地所有権主体制度の運行に関する調査の結論と示唆

田野調査の成果を考察することにより、以下のような結論と示唆を得ることができる。

### 1. 行政権の介入が、集団土地所有権主体制度の運行を著しく妨害した。

中国において、行政権は既に、集団土地所有権主体制度の運行の各部分に深く散りばめられており、集団土地所有権制度の意味内容の変質をもたらした<sup>(20)</sup>。現在、既に社会主義市場経済体制を実行したとはいえ、中国の法律の中には依然として、行政権が集団土地所有権主体制度の運行に介入することを認める条文が存在する。例えば、請負期間内に請負地を調整するには、関連の行政主管部門の承認がなければならないというのが、それである。まさに、行政権の過度な介入により、集団土地所有権主体についての農民の認知状況は、極めて混乱しており、しかも、誤りが比較的多く、そのうち、主たるものは、土地に関する国家所有と農民集団所有を一緒くたにすることである<sup>(21)</sup>。もちろん、集団土地所有権主体制度の不完備は、行政権がその職権を越えて集団土地所有権制度の運行に干渉するのに、制度上のルートを提供した。

### 2. 集団経済の発展水準と、集団土地所有権制度の運行状況との間には、正比例関係が存在する。

「農民集団」は1つの団体であり、集団土地所有権の行使に関する中国の法律規範からみると、集団土地所有権の行使は、経済民主の基本的形態に従わなければならないことが分かる。現在、農民集団が権利を行使する民主的手続に関し、中国の法律には未だ、緻密で系統だった規範がない。しかし、集団経済の発展が比較的良好な農村においては、農民集団が取得する利益が最終的には当該集団の構成員に配分される。農民集団の利益をその構成員が、公平かつ合理的に分かち合えるよう、各農民集団が選択する分配決定プランは往々にして、当該集団の構成員が民主的に協議した結果となっているのである<sup>(22)</sup>。従って、

(20) 劉俊『中国土地法理論研究』（法律出版社、2006年）132頁参照。

(21) 前掲注（19）8頁参照。

(22) 前掲注（19）114-115頁参照。

農村集団経済の迅速な発展は、当該集団の構成員が積極的に構成員権を行使し、かつ、法に従い権利を享有し義務を負担することに資する。

### 3. 農村土地に関する権利の確定と権利証書の交付は、集団土地所有権主体を明確にすることにとって、極めて重要である。

集団土地所有権は1種の物権であり、絶対的な権利を具備し、しかも、その変動は、排他的効果を生じるため、第三者の利益に関わることになる。従って、第三者をその代表とする社会秩序を保護するため、法律は、物権の変動時に必ず社会に向けて変動を公示すべきことを求め、公示によって第三者保護の効果を達成できるようになる。中国において、不動産物権としての集団土地所有権の公示方法は登記であり、集団土地所有権が登記された後は、社会公衆をして、それが正しい権利であると信じさせる法的効力が生じることになる。このことは、農家が、集団土地所有権主体としての「農民集団」を正しく認識し、農民が、当該「農民集団」の政策決定および利益の共同享受に積極的に参加することに資する。

### 4. 農民の素朴な制度変革観と、中国の法律の主旨との間の矛盾はなお、調和させることができる。

集団土地の理想的な所有権者につき、多くの農家が、農民個人を選択した。農家が農村土地所有権と土地請負経営権を誤解しているなどの原因により、今回の調査の成果からは、農家が普遍的に農村土地私有化の実行を希望しているという結論を導き出すことはできないものの、調査結果の中には確かに、農家が、「農民集団」の一員として享有すべき相応の利益を迫り、農村土地請負経営政策の長期安定の維持を希望する、という本音が映しだされている。また中国の制度的環境に基づくと、たとえ農家が真に、農村土地の私有化を推進するというコンプレックスを有するとしても、法律のうえでそれが満たされることはあり得ない。従って、もし、集団土地所有権主体制度の完備により、農民が、農民集団構成員として享有する各種の利益を身に染みて感じるようにできるならば、それは決して、農民の内心の真実の願望に背くことにはならない。

#### 四. 中国における集団土地所有権主体制度の価値目標と機能の位置づけ

##### (一) 中国における集団土地所有権主体制度の価値目標と機能の位置づけの 関係に関する考察

###### 1. 集団土地所有権主体制度の価値目標の基本的な意味内容

法律の価値とは、主体である人と、客体である法との関係において、現れてくる法律の積極的な意義または有用性をいう。法律が、人々の需要に合致しまたはそれを満たすことができ、人と法の間で価値関係が形成されてはじめて、法律は価値のあるものとなる<sup>(23)</sup>。すべて、法律はいずれも、1種の主体の価値追求を反映し、しかも、主体の価値追求もまた、法律の中に現れて初めて、実効性のあるものとなる。

中国集団土地所有権主体制度の価値目標は、法律の価値目標の集団土地所有権主体制度における具体的な現れであり、立法者が集団土地所有権主体に関する規範を構築するに当たっての礎石である。これを指針とすることにより、集団土地所有権主体制度の規範が内在的一致性を具備することを確保し、各規範相互間の衝突と矛盾を避けると同時に、当該制度の実践における人々の行為に対して重要なリード的役割を發揮できる。正義は、法律が追及する価値目標であるため、集団土地所有権主体制度は正義を終局的な追求の目標としなければならないが、当該制度は、自身の特殊さに基づいて、その追及の目標としての正義の価値に対してそれを具体化する必要がある。

集団土地所有権主体制度が空文化することを防止するためには、現行の集団土地所有権主体制度の成功した部分と足りない部分の研究分析に努め、既存の関連法律理論の有益な部分と弊害を改めて真剣に考え、国情民意と農村社会の発展趨勢に深く入り込んで理解する必要がある。これを基にして、集団土地所有権主体制度に合致し、かつ、法律の正義感を体現する具体的な価値目標を確立し、そうすることによって、より良く、集団土地所有権主体に関する立法を指導できる。

---

(23) 範健=張中秋=楊春福編著『法理学——法的歴史、理論与運行』(南京大学出版社, 1995年) 169頁参照。

## 2. 集団土地所有権主体制度の機能の基本的な意味内容

法律の機能とは、法律がシステムまたは一部分として、一定の立法目的の導きの下で、その内在的構造に基づいて社会単位との間で生じた、それ自体の活動（運行）によって一定の客観的結果をもたらすことができ、そうすることによって、それ自体の社会における特殊な地位を体现できる関係をいう。法治秩序における法律の機能の位置づけを見極めて初めて、現在および将来の法治に向かう具体的な措置と段取りを設計し配置し、中国法治の道における多くの障害を正しく認識しかつそれを取り除くことができる<sup>(24)</sup>。

集団土地所有権主体制度の構築は、特定の機能を実現するためにあり、それが社会秩序を形作るということに対しては、これを見ても見えないふりをすべきでなく、また、そうすることもできない。その理由はこうである。つまり、「ルールは、そのリアリティと生命力を保持するため、必ずや適当な歴史的環境に頼らなければならない。環境の変化に伴い、ルールについてもこれを変えなければならない、このことは、政策の需要を満たすためだけでなく、ルール自体の権威を保護しかつ忠実にルールを適用するためでもある<sup>(25)</sup>」。従って、集団土地所有権主体制度に関する機能の位置づけは、中国農村社会の現状を離れてはならない。

## 3. 集団土地所有権主体制度の価値目標と機能の位置づけの関係

法律の価値目標は、社会实践の活動において正義を追及することにあり、法律の機能は、規範システムと外部環境の相互作用によって現れる効果を利用して、良好な社会秩序を形成することにある。秩序は、人類が追及する価値目標を実現するとき手段という特性を有し、社会の存在が秩序をその基礎とする一方、人類のすべての活動はまた、ある種の社会秩序の存在を必要な前提とする。人類は秩序を必要とし、かつ、それは、秩序が人類の法律の価値目標（すなわち、正義）の実現のために、十分な条件を提供できるかどうかにかかっている。正義はこれまで、人類社会の崇高な理想と至上の美德とみなされてきたため、それは1種の法律の価値目標として、人類のある種の絶対的価値に対する追及を代表した。法律の価値目標が指し示す方向の違いは、直接法律制度に関する機能の位置づけの相違に影響を与えることになる。すなわち、異なる正義の理念は、異なる社会秩序観を決定付ける。秩序のない社会は、必ず正義が

(24) 付子堂『法律功能論』（中国政法大学出版社、1999年）10頁、12-13頁参照。

(25) [米] Nonet = Selznick 著、張志銘訳『転変中の法律与社会』（中国政法大学出版社、1994年）89頁。

存在する余地がないが、秩序のある社会は、必ず正義が存在するとは限らない。もし、1つの法律制度が、正義の要求を満たせないならば、長期からみると、それは秩序と平和を提供できない。また、もし、社会に秩序あることを保障できる1つの法律制度が存在しないならば、正義もまた、実現できない。もし、1つの法律制度が、その職能を適切に果たそうとするならば、正義の実現に努めるだけでなく、秩序の創造にも尽力しなければならない<sup>(26)</sup>。

民法の分野において、正義が、主体の利益（個人利益）を中心に確立するのに対し、秩序は、社会の全体利益を基礎にして確立しており、民法の基本的役割は利益衡量にあり、利益衡量の必要性和理由はまさしく、異なる利益間で衝突が生じるといふ必然性にある。中国集団土地所有権主体制度は、民法の分野に属しており、それを構築するときは、正義を実現する秩序を追及することにより、主体の利益（個人利益）と社会全体の利益間の関係を協調させ、かつ、社会全体の利益に反しないことを基にして、主体の利益（個人利益）が十分に実現されることを保証しなければならない。

## （二）中国における集団土地所有権主体制度の価値目標

### 1. 集団土地所有権主体制度の価値目標の選択

近現代民法において、平等と自由は、基本原則の形式を以て体现され、そのうち、平等は自由意思の条件であり、人々がそれぞれ、隷属されない状況の下で初めて、民事主体は、自主的に自身の意思を表し、合理的な選択をなすことができる<sup>(27)</sup>。中国が集団土地所有権主体制度を再構築するとき、平等と自由の価値追求を切り離してはならず、平等原則に従うだけでなく、自由原則が十分に現れるために最も有利な条件を作り上げなければならず、よって、平等と自由の制度的価値がいずれも、最も効果的に発揮されるよう、促進しなければならない。

正義の現れとしての平等であれ、自由であれ、両者は集団土地所有権主体制度においていずれも、抽象的なものではなく、主体である人（農民）にくっついている。従って、平等と自由の追及は、人を根本とすることをその出発点に据えなければならない。正義の意味内容が、人を根本とすべきことを強調する

(26) [米] Edgar Bodenheimer 著、鄧正来訳『法理学：法律哲学と法律方法』（中国政法大学出版社、1999年）318頁参照。

(27) 徐国棟『民法基本原則解釈——成文法局限性之克服』（中国政法大学出版社、2001年）56頁参照。

以上、法律において、人の基本的権利に対する保障を重視しなければならない。目下の中国において、人権といえはまずもって、生存権と発展権であり、中国農村社会および国家の制度システムに基づき、人権の視角から、集団土地所有権主体制度の構築において追及すべき価値目標である正義について記述するならば、それはすなわち、農民に平等な地位を与え、農民の行動の自由を保障し、農民の生存権と発展権を実現させることである。

## 2. 集団土地所有権主体制度の価値目標 I : 平等

農民の活動分野の相違に基づき、中国集団土地所有権主体制度の価値目標である平等を、2つの種類に分けることができる。すなわち、団体構成員間の平等と、団体構成員と団体外構成員間の平等である。

### (1) 団体構成員間の平等の意味内容およびその現れ

集団土地所有権主体制度体系の内部からみると、平等原則は、2つの面において十分に体现されていない。第1に、農村女性が享有する合法的な土地上の権利利益に関する保護制度には、欠陥が存在する。中国において、農村女性は、弱者層における最も弱い部分であり、その合法的な権利利益がしばしば侵害される。中国の農村土地所有権は決して、家庭によって享有されていないため、「家庭における男女の平等は事実上、村落における平等を通じて実現されるのである<sup>(28)</sup>」。従って、女性の土地上の権利利益に関する保護制度の欠陥が、農村の家庭内部における夫婦の不平等の一因となった。農村女性と同様、入り婿の合法的な土地上の権利利益もまた、同じく十分に保障されていない。第2に、農民集団において、新たに増える人口の合法的な土地上の権利利益の保護問題は、基本的に無視されている。農民集団内部の構成員間の権利分配からいうと、女性（入り婿を含む）が差別される地位に置かれていることが、比較の際立ちかつ比較的多くの注目を受けているにすぎず、その中には、新たに増える人口が平等に土地請負経営権を享有できないという問題も隠されている。中国で農業税が撤廃された後、農民が土地請負経営権を享有することが、農民が農民集団構成員として、集団土地所有権による利益を分かち合う唯一のルートになっているため、農村女性の土地上の権利利益に対する保護が足りないことと、新たに増える人口の土地上の権利利益保護に対する無視は、農民集団構成員の生存権と発展権の実現に対していずれも、一定程度の消極的影響を

(28) 趙曉力『『外嫁女』, 村規約約与社会主义傳統』黄平主編『郷土中国与文化自覚』(三聯書店, 2007年) 225頁。

与えた。

## (2) 団体構成員と団体外構成員間の平等の意味内容およびその現れ

集団土地所有権主体制度が運行される外部的制度環境からみると、中国は1950年代以後、次第に都市と農村を分割する二元的体制を樹立し、農村住民と都市住民が極めて不平等な地位に置かれるという状況をもたらした。法律のレベルからみると、中国の農民は、各階層と平等であるが、実際の生活において、農民は却って1種の身分の代名詞となっており、戸籍制度により、このような身分的性質をもつ社会が強化された。中国で農村経済体制改革を実行した後、農民の職業構造に多元化の傾向が現れたものの、それは、彼らの職業を変え、職業上の分化が現れたにすぎず、彼らの身分は未だ変わっていない。農民の権利利益の保護が日増しに重視されるという背景の下で、中国は明らかに、集団土地所有権主体制度の再構築を通じて、都市と農村住民間の平等という目標達成を促進する（少なくとも、阻まない）よう、努めなければならない。

## 3. 集団土地所有権主体制度の価値目標Ⅱ：自由

身分社会は往々にして、不平等な社会であり、平等が自由の前提であるため、このこともまた、身分社会が不自由な社会であることを決定付けた。中国において、農民集団の団体構成員間の不平等であれ、農民集団の団体構成員と団体外構成員間の不平等であれ、両者はいずれも、既に農民が自由を実現するに当たったの障害となった。

### (1) 団体構成員間の不平等が農民の自由に与える影響

中国農村女性の土地上の権利利益についての保護が足りないことは、その婚姻自由の実現にとって一定程度の影響がある。近年、一部の都市近郊部の農村では、経済発展が比較的早かったことにより、集団の福利が比較的手厚く、女性は村外に嫁ぎたがらず、嫁いでも戸籍を転出したがらなくなった。そのため、一部の村では、村外に嫁ぐ女性は必ず戸籍を転出せねばならないと、強引に定め、かつ、その後に彼女らの関連の経済的権利利益を取消している。このような状況は一定程度、農村女性の配偶者選択の自由に影響を与えた。また、一部の農村女性は、離婚後に請負地を分配されずに生存問題を解決できないため、長年家庭内暴力に耐え忍ぶしかなく、離婚を選択する勇気もない状況にある<sup>(29)</sup>。このように、農村女性の土地上の権利利益についての保護は、(そ

(29) 周応江「身分界定与民間法調適——因婚姻而流動的農村婦女實現土地權益面臨的兩個法律難題」『中華女子学院學報』2005年4期参照。

の者の) 婚姻の自由, 移転の自由とも一定の関連を有することが分かる。同様に, 入り婿が土地請負経営権を失ったときは, 一方では, 男性側が入り婿になる積極性を低下させ, 男性側の婚姻の選択自由に影響を与えることになり, 他方では, 男性側に土地がないため, 夫婦の財産総量を減少させ, 女性の婚姻の選択自由を制限することになる<sup>(30)</sup>。新たに増える人口が, 土地請負経営権を享有できないとき, 上記の状況は早晚生じるであろう。

#### (2) 団体構成員と団体外構成員間の不平等は, 農民の移転の自由を制限した。

1958年に「戸籍登記条例」が実施された後, 中国における農村と都市間の戸籍は, 越えることのできない障壁となり, 計画経済によって形成された身分的性質をもつ社会が, 制度によって固定化された。現在, 一部の地域において, 戸籍制度について若干の改革を行ったが, 中国において, 身分的性質をもつ法律制度はなお完全に消滅したわけではない。中国において, 社会主義市場経済体制を堅持することが, 既に不可逆的なものとなったため, 時代に合わない身分的性質をもつ法律制度はまもなく, 歴史の舞台から退き, 都市と農村住民間の地位の平等, 農民の移転の自由および移転の自由を基礎とする各種の権利の実現は, 既に実現間近であると, 予見できよう。団体構成員と団体外構成員間の平等が確立した後, 農民が享有する自由が実現されることを確保するためには, 間違いなく, それと合わさった科学的な農村土地法律制度を構築することが必要であり, 集団土地所有権主体制度の再構築はまさしく, その中の1つの重要な内容である。

#### 4. 平等, 自由と農民の人権の実現

現代中国において, 農民が十分な地位の平等と行動の自由を享有できないことは, 既にその生存権と発展権の実現に影響を与える不利な要素となっている。

中国農民の収入において, 農業収入の占める割合は1990年代以降, 持続的に低下してきているが, 貧困人口と低所得農家にとっていえば, 農業収入は依然として, その主な収入源となっている。従って, もし, 農民集団構成員の間で集団土地から生まれてくる利益を平等に享受できないとするならば, 農村女性, 入り婿であれ, その他の新たに増える人口であれ, 彼らにとって当該状況はすべて, その生存権実現の障害になり得る。中国が実行するのは, 土地に対

(30) 蔣月ほか『農村土地承包法実施研究』(法律出版社, 2006年) 99頁参照。

する社会主義的公有制であるため、法律制度によって、土地のない農民または土地が少ない農民が、集団土地上の権利利益を平等に享有できるよう、確保しなければならず、よって、彼らが基本的な生存保障を得られるようにしなければならない。生存権問題が解決された後、農民の発展権の実現を促進することは、必ず議事日程に上がることになる。

### (三) 中国における集団土地所有権主体制度の機能の位置づけ

目下の中国集団土地所有権主体制度に関する立法理念〔追及〕からみると、その制度的機能は、以下の3点の内容を体現しなければならない。

#### 1. 集団土地所有権主体制度の政治的機能

あらゆる国家、民族および個人にとっていえば、土地所有権はすべて、比較的強い政治的機能を担っている。「中華人民共和国憲法」の規定に基づき、重要な生産手段としての農村土地については、社会主義的公有制を採用しなければならない。社会主義的公有制的法的実現形態は多種多様であり、所有権制度は、その中の主たる実現形態であるにすぎない。中国において、農村土地に対する集団所有制は、経済学的意味におけるものだけでなく、国家政権がそれを頼りにして建設を行う前提としての下部構造的意味におけるものでもあるため、中国では、集団所有制の政治的意義を絶対に無視してはならない。このことは、集団土地所有権主体制度の構造の面において、必ずある程度体現されることになる。

強調しなければならないのは、集団土地所有権主体制度の完備は、社会主義的民主制度の建設に有益でなければならない。中国において、社会主義という国家形態が、農村土地所有権主体は団体形式を採用すべきことを決定したのであり、その法律上の記述はすなわち、「農民集団」である。「農民集団」は、社会主義的勤労大衆による集団所有制から生まれた農民の共同体である。中国現行法が未だ、農民集団が民主的メカニズムを実行する具体的規範を作り上げていないとはいえ、農民集団構成員にとっていえば、彼らは決して民主的实践が欠けておらず、民主的实践の制度形態はすなわち、村民自治である。この種の農民が参加する民主的实践は、政治上のみならず、経済上のそれも含んでいる。1種の経済組織と農民の共同体である農民集団が、民主的思想をその内部の経済関係にまで拡張していくことは、発展の必然的な趨勢である。農民集団の経済事務はすなわち、その構成員（農民）の経済事務であるため、農民集団内部において経済的民主を実行することは、民主的实践をして、農民の1つの

重要な生活スタイルならしめることになる。

## 2. 集団土地所有権主体制度の経済的機能

上部構造としての法律は、下部構造によって決定されるが、法律はその下部構造に対して反作用を有するため、如何なる法律であれ、すべて一定の経済的機能を果たしている。1つ1つの社会生産方式にはすべて、それに適応する1つの最も基本的な社会組織が存在するため、異なる組織形態にもまた、1つのその正常な運転を維持する基本的精神の存在が求められる。公有制と計画経済をそのメルクマールとする社会主義的社会生産方式に適応する基本的社会組織形態は、中国では即ち、行政的従属関係のうえに打ち立てられた単位(組織)である。市場経済の条件下における、市場主体に関する立法は、必ず計画経済体制の条件下で帯びていた「身分」の色彩を捨て去り、各主体に平等な地位を与えなければならない。

中国で農村経済体制改革が行われた後、土地請負契約を以て、農村社会が身分から契約へ転換することを促した。中国集団土地所有権主体制度の設計は、身分から契約へという進歩的な趨勢に順応し、社会主義市場経済の精神を十分に体现させることにより、国家、農民集団および農民の民事分野における地位が平等であるようにしなければならない。それと同時に、中国经济と社会発展の需要に基づき、集団土地所有権主体制度の構築によって最も効率的な経済運行モデルを作り上げ、農村土地法律制度の範囲内で、市場秩序の維持というその積極的な役割を發揮させなければならない。

## 3. 集団土地所有権主体制度の社会的機能

法律は社会をその基礎とし、社会統治の1種の重要な手段であり、ある社会の安定を維持するには、法律がその社会的機能を執行しなければならない。

調和の取れた社会は、人類が共同で追及する理想的な社会形態である。中国において、土地が、農民にとって特殊な重要な意義を有する一方、調和の取れた農村社会の構築についていうと、異なる土地法律制度によって生まれるその役割には、必ず差異が存することになる。農村土地に関する権利主体が、土地についての排他的使用権を有し、かつ、土地の権利に基づいて生まれる収益を完全に享有し、土地の権利を自由に譲渡できるならば、制度的保障と精神的支えの面から、調和の取れた農村社会の構築を促進することになる<sup>(31)</sup>。従って、

---

(31) 張術環「有保障的農地產權制度与和諧農村社会的構建」『鄉鎮經濟』2005年5期参照。

中国集団土地所有権主体制度の構築は、一方において、農民の主体的価値の体现と社会的地位の向上および土地上の権利利益享受の増加を強化することによって、社会主義的新農村建設目標の一日も早い実現を促さなければならない。他方において、都市と農村の格差および貧富の格差を次第に縮小させ、社会的不安の成因を無くすためには、都市と農村の融合的発展のために規則上の支援を提供し、かつ同時に、農業とその他の産業、農村と都市の調和的共存のために条件を作り上げなければならない。

要するに、集団土地所有権主体制度の機能の位置づけは、中国の現実的社会問題の解決にその着眼点を置き、かつ、具体的な法律規範の中にそれが吸収されるようにしなければならない。法律の機能は往々にして、歴史の発展に伴って変化するため、集団土地所有権主体制度の機能の意味内容は、制度環境の発展変化に伴って適時にこれを調整しなければならない。集団土地所有権主体制度の価値目標の実現に条件を上げるために、中国は、集団土地所有権主体制度の政治的機能をその前提とし、経済的機能をその礎石とし、社会的機能をその保障としなければならない。よって、一致団結して集団土地所有権主体制度の価値目標が実現できるように尽力しなければならない。

## 五. 中国における集団土地所有権主体制度の 民法的構築プラン

中国において、集団土地所有権制度を棚上げにし、用益物権制度の樹立と完備を通じて活路を見出そうとする見解は、比較的保守的で安全であり、かつ憲法上のリスクとイデオロギーによる問い詰めに避けたと、考えられている<sup>(32)</sup>。そのため、少なからずの学者の賛同を得たが、この考え方は、中国現行の制度環境の下では受け入れ可能性と実行可能性を有さない。中国現在の改革に関する考え方と制度に対する理性的選択から出発し、農民集団について改造を行い、それが真の土地所有権の主体になるようにしなければならない。

### (一) 中国における集団土地所有権の主体形態の選択

中国の法律の規定に基づく、民事主体には主に、自然人、法人および非法

(32) 金錦萍「農村集体土地所有権的困境与出路」王利明主編『物権法專題研究(下卷)』(吉林人民出版社, 2002年) 992-993頁参照。

人組織という3つの類型があり、国家もまた、特殊な民事主体になり得る。農民個人の土地所有権および集団土地の国有化はすべて、法律によって受け入れられていないため、集団土地所有権の主体としての農民集団は、法人または非法人組織でしかあり得ない。伝統的民法学において、農民集団は1個の厳格な意味における法律用語でないため、民事主体制度の意味内容に従いその内容を充実させ、民事主体の特性に合致するようにしなければならない。ただ、中国集団土地所有権の制度的環境と発展の趨勢から出発し、農民集団に対して民法的構築を行うとき、法人の形式を採用するか、それとも、非法人組織の形式を採用すべきかは、1つの難題であり、そのため、この問題について深く入り込んで探究する必要がある。

### 1. 集団土地所有権の主体形態に関する非法人組織制度による改造についての評価

中国の法律が、農民集団の組織形態について明確に規定していない状況の下で、農民集団を非法人組織と理解または非法人組織に改造すべきとの見解が、法学界において一部学者の賛同を得たが、これらの見解はいずれも、必要な法的根拠が欠けている。

「中華人民共和国民法総則」104条の規定に基づくと、非法人組織は、財産および責任の負担において完全には独立されていない特徴を有していることが分かる。中国農村社会の実践からみると、集団土地所有権主体としての農民集団は、自身が擁する財産について完全なる独立性を有し、しかも、1990年代以来、中国における郷村債務の規模は急速に膨らみ、問題は日増しに深刻化しているが、村級債務の負担主体は、その構成員ではなく、一貫して農民集団であった。このように、農民集団が独立して民事責任を負担できることは非常に明白である。従って、農民集団を非法人組織の1種と認定することは、中国集団土地所有権主体制度の現状に合致しない。しかも、農民集団が独立した財産を有し、かつ独立して責任を負担するという制度的配置を考えると、それを非法人組織に改造する可能性もまた、完全に消滅する。

### 2. 集団土地所有権の主体形態に関する法人制度による改造についての評価

集団土地所有権の主体を非法人組織に改造する方法が排除された以上、中国における唯一の選択はすなわち、農民集団を法人に改造することである。事実上、法人制度を以て農民集団を改造することは、集団土地所有権に関する法律の規定および運営状態に合致しており、確かに着実に実行可能なプランである。その主な理由は以下の通りである。

(1) 法人制度を以て農民集団を改造することは、その生成と発展の趨勢に合致する。中国の集団土地所有権が、合作化運動によって生れた一方、合作化運動はその開始当初から、旧ソ連の合作社つまり集団農場モデルの影響を受けていた。旧ソ連法の影響を受け、人民公社の時期において、公社の各組織（公社、大隊、生産隊）はすべて、独立した法人主体として理解されていた<sup>(33)</sup>。このように、農民集団を法人制度に従い改造することには、歴史的淵源があることが分かる。

(2) 法人は、リスクを分散させる機能を有する。中国の農村地域において、多くの村集団は、金額が比較的大きい債務を負担している。仮に、農民集団は非法人組織形態の主体であるということを堅持するならば、村集団の巨額の債務は、その構成員がこれを分担することになる。このとき、農民の利益は、全く保障のない状態に置かれ、それによって、税制改革の成果が烏有に帰し、かつ農村社会の発展を阻害し、ひいては農民の生存環境を破壊することになる。

(3) 二次世界大戦後、ヨーロッパおよびラテンアメリカ諸国の農村では、合作化のブームが巻き起こり、その中には、農村土地合作社が含まれる。例えば、「メキシコ農地法」9条の規定によると、村合作社は法人資格を具備し、自身の財産を擁し、国家が土地を与えまたはその他の手段によって土地を獲得する所有者である<sup>(34)</sup>。当該土地所有権形態は、中国の集団土地所有権と非常に似ており、その主体の性質もまた、法人である。このように、農民集団に対して法人制度による改造を行うことには、参照可能な一定の国際経験があることが分かる。

(4) 集団所有権を樹立することは、社会主義的民主の精神を体现できるように、集団構成員に決定権を享有させるためである。農民集団を法人形態に改造することは、法人統治構造の完備を通じて、「関連利益主体間の権力、責任および利益の相互けん制を達成し、効率と公平の合理的な統一を実現することができる<sup>(35)</sup>」。従って、農民集団に対して法人制度による改造を行うことは、現行の集団土地所有権主体制度の弊害を克服する必要な手段である。

(5) 農民に平等な地位を与え、農民の行動の自由を保障することにより、

---

(33) 李静堂主編『中華人民共和國民法講義』（湖北財経学院法律系民法教研室、1980年印刷）96頁参照。

(34) 高富平『土地使用権和用益物権——我国不動産物権体系研究』（法律出版社、2001年）356-360頁参照。

(35) 周林彬=任先行『比較商法導論』（北京大学出版社、2000年）330頁。

農民の生存権と発展権を実現させることは、集団土地所有権主体としての農民集団に対して改造を行うに当たって、従わなければならない価値目標である一方、社会組織としての農民集団が法人資格を具備することを確立することは、「根本的にいうと、これは、人の基本的権利が法律によって承認されかつ尊重される現れである<sup>(36)</sup>」。従って、農民集団を法人形態に改造することは、農民の基本的人権の保護という制度的価値を有する。

## (二) 中国における集団土地所有権主体制度の独特な要素

学界に反対意見がある中で、「中華人民共和國民法総則」99条は、農村集団経済組織が法人資格を具備することを明確に規定した。「農民集団は所有者として、その法的主体における表現形態はすなわち、農村集団経済組織である<sup>(37)</sup>」。農村集団経済組織法人が特別法人として位置付けられたため、伝統的な法人類型によってそれについて限定を行えないことが決定され、中国現行法における営利法人および非営利法人という組織形態はいずれも、これをそのまま持ってきて農村集団経済組織法人の組織形態にすることができない。現在の中国の理論界と実務界が、農村集団経済組織の概念と意味内容、具体的範囲に対する認識をめぐり、未だ合意に達しておらず、この種の法人に対して如何にして構築すべきか、ということに関し、法律もまた、暫く空白のままであるとはいえ、農村社会の需要から出発すると、農村集団経済組織法人制度の構築に当たっては、以下の独特な要素を体現すべきである。

### 1. 資産範囲の独特さ

中国の農村集団経済組織の資産は、多元化の趨勢を呈しており、それには、土地、家屋、公共施設、資金、株式、有価証券および知的財産権等が含まれ、そのうち、土地は間違いなく、農村集団経済組織の最たる資産である。「中華人民共和國憲法」10条1項、2項および4項の規定によると、中国の土地所有権は、国家と農民集団しかこれを享有できず、且つ、土地所有権は売買が禁止される。中国憲法が土地所有権の主体類型を限定し、かつ、土地の売買を明確に禁止したため、中国には土地所有権の取引市場が存在せず、これによって、農村集団経済組織は、自身が擁する土地を利用して収益を得られるということ

(36) 彭誠信『主体性与私權制度研究——以財產、契約的歷史考察為基礎』（中国人民大学出版社、2005年）120頁。

(37) 李適時主編『中華人民共和國民法総則釈義』（法律出版社、2017年）311-312頁。

が派生してくるが、経営行為が失敗したときは、土地所有権を以て債務を弁済できない。このように、農村集団経済組織は資産範囲の面において、通常の民事主体とは異なることが分かる。

## 2. 構成員範囲の独特さ

農村集団経済組織の構成員はその人格的要素をなす。中国現行法には、農村集団経済組織の構成員権に関する零細規定があるが、農村集団経済組織の構成員資格の認定基準に関する法的規律は、農村社会の実践から著しく後れを取っており、全国的な統一立法は未だ存在しない。強制と自治理念の均衡を図ることを基にしたうえで、中国は立法において、「戸籍」というこの単一の要素を以て構成員資格認定の一般基準とし、と同時に、基本的生存保障の要素を導入して構成員資格認定の特別基準にしなければならない<sup>(38)</sup>。中国農村社会において、農村集団経済組織構成員の資格認定に関する実践もまた、大概同じである。農村集団経済組織が、コミュニティの性質をもつ組織である一方、コミュニティ内の人員は常に、変動状態に置かれているため、構成員資格の認定基準に基づき、農村集団経済組織構成員の人数を適時に増減させることが、1種の常態になるだろう。以上から分かるように、農村集団経済組織の構成員は固定されておらず、また、市場メカニズムを通じて（その資格を）取得するわけでもない。これは、この種の法人が、その他の種類の法人と区別される重要な特徴である。

## 3. 職能範囲の独特さ

中国において、1種の財産としての集団土地はまずもって、経済的機能を有しており、農村集団経済組織の法人の地位を確認する1つの重要な目的は、以下の点にある。すなわち、その財産上の権利に対する保護を強化し、集団経済を発展させて強大にし、農村集団財産権改革において、主体の欠如による集団資産の流失を防止し、かつ、集団資産を促して、市場経済の中で効果的に実現されるようにすることが、それである。ところが、単に土地所有権の経済的機能の発揮を重視し、一方的に所有権主体の意志と利益を強調し、所有権の主体が、客体である物に対して絶対的に支配しかつ処分する権利を際立たせることは、近代民法が主観的権利モデルを以て構築した所有権制度の現れであり、それは、権利の客体としての物が負担すべき社会的機能を無視することになっ

---

(38) 高飛「農村集体経済組織成員資格認定的立法扶択」『蘇州大学学报（哲学社会科学版）』2019年2期参照。

た<sup>(39)</sup>。中国農村社会において、土地は、農民の生存、農業の安定、食糧の安全、生態文明建設等の様々な方面に関わっており、それは、経済的機能を有するだけでなく、政治的機能と社会的機能を有している。これにより、農村土地を経営管理する農村集団経済組織は、経済に特化した組織ではなく、1種の総合的な組織であることもまた、決定付けられた。このように、「中華人民共和国民法総則」が、農村集団経済組織を「特別法人」として位置付けたのには、確かにその理由があることが分かる。

### (三) 中国における集団土地所有権主体に関する法人形態の選択

農民集団を法人に改造することは既に、中国現行法によって確認されており、たとえ、農民集団の資産範囲、構成員範囲および職能範囲の面における特殊性を考えたとしても、依然として、選択可能な多くの法人形態が存在する。しかし、中国農村社会の実際の状況からみると、農民集団を株式合作社法人形態によって構築することが、最も適切である。

#### 1. 農民集団を株式合作社法人に改造する根拠

(1) 農民集団を株式合作社法人に改造する歴史的基礎。中国現行の集団土地所有権は、初級農業生産合作社、高級農業生産合作社および人民公社等の段階を経て形成されたのだが、土地合作化の過程が政治的干渉を受けたことにより、民法上の原則に従い合作社法人を構築してはいない。しかし、その中には、合作制の原則が含まれているため、農民集団に対して株式合作社法人という改造を行うことには、一定の歴史的基礎がある。

(2) 農民集団を株式合作社法人に改造する憲法上の根拠。合作社は、資本の労働に対する搾取を無くすために設立した組織であり、労働者は、資本を利用して働くしかなく、資本の所有者のために働くことはできない。このことは、中国が高級農業生産合作社の時期において、労働に応じた分配を厳格に実行した理由である。しかし、「中華人民共和国憲法修正案」14条は、資本に応じた分配制度を確認し、中国農民が合作社を基にして株式制を実行し、かつ株式に基づいて土地所有権によって生れる利益を分配することに、憲法上の根拠を提供した。

(3) 農民集団を株式合作社法人に改造する現実的経験。1980年代において、

(39) 陳曉敏『大陸法系所有権模式歴史変遷研究』(中国社会科学出版社、2016年)154頁参照。

中国広東省南海市羅村鎮下柏管理区が、土地株式合作制を実行したことにより、集団土地所有権の主体が明確化され、かつ、農民集団の運行方式を改善し、農民集団の制度的構築のために実践的基礎を固めた。このように、集団土地と構成員間の関係を株式化し、農民集団が土地に対して真に法律上の所有権を享有できるようにすることには、制度設計に関する現実的経験が存在するのである。

要するに、農民集団を株式合作社法人に改造することは、集団土地の社会保障的機能を十分に発揮させることができ、土地上の権利利益の移転、集中および農村余剰労働力の移転に有益であり、地代の形成と分かち合いに有利であり、さらには、集団土地所有権の主体欠如を防止するのに有利であり、それは、実際を重んじかつ実行可能な法制度構築の方法である。

## 2. 農民集団を株式合作社法人に改造する方略

農民集団を株式合作社法人に改造することには、比較的大きい長所があるが、当該制度モデルの構築は、必ず一定の条件を具備しなければならない。すなわち、農民集団が直面する各種の事務において、経済的職能と自治的職能を区別し、村民委員会の自治組織的属性を厳格にすることは、村民委員会の外で、株式合作社法人に従い農民集団を民法的に構築する基本的な前提である。

現在の中国農村における統治構造と経済環境からみると、農民集団を統一的に株式合作社法人に改造する条件はなお整っておらず、強引に行ってはならない。従って、農民集団に対する株式合作社法人制度による改造には、必ず厳格な制度的保障がなければならず、その推進は、次第に発展しかつ改善される過程であるといえよう。第1段階では、できるだけ早く、農村の実践における村民委員会の経済的職能と自治的職能を区別し、農村集団経済組織を設立せず、村民委員会が引き続き集団土地所有権の行使主体になっているときは、専門の要員が、農民集団の経済的職能の履行に責任をもって当たる体制を確立する。第2段階では、各農村地域における集団経済の発展と社会環境の需要に基づき、農民集団を私法人に改造し、その具体的形態については、農民集団が構成員大会を開催して自分たちで選択することができる。第3段階では、株式合作社形態によって農民集団を改造するモデルを強力に推進させる。何故なら、株式合作社法人は、集団土地を経営管理する最適な組織形態だからである。

## 六. 結語

中国農村社会において、「権利主体が欠けたことにより、農村土地の集団所有権は空中楼阁となり、立脚するすべがない<sup>(40)</sup>」ことは、一定の行政的任務を背負う村民委員会が、集団土地所有権を代行するのに便宜を与え、また、行政権力が集団土地所有権の運行を干渉するのに1つのツールを提供した。「中華人民共和国民法総則」は、農村集団経済組織が法人資格を具備することを明確に規定し、法律のうえで、集団土地所有権の主体が欠如するという歴史を終わらせた。ところが、「中華人民共和国民法総則」の農村集団経済組織法人に関する規定は簡略にすぎっており、農村集団経済組織が実践において、如何にして集団土地を経営管理すべきか、ということに関してはなお明確な法的根拠が欠けている。そのため、集団土地所有権主体制度が不完全である問題は決して、根本的に解決されたわけではない。農村集団経済組織法人の特殊性を整理し、中国の国情と農村社会の実際の状況に基づき、農民集団に対して実務を重じかつ実行可能な制度を構築することは、中国の農村土地改革の一層の発展を推進するために、一刻の猶予も許されない課題である。

---

(40) 尹田『民法典総則之理論与立法研究』（法律出版社，2018年）89頁。